

手数料
無料

面倒な相続手続きに・・・

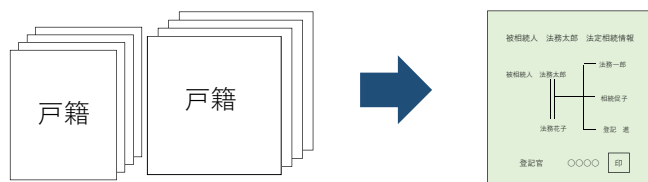
法定相続情報証明制度を 使うと便利です！

法定相続情報証明制度

とは？

相続人から提供された戸除籍謄本等の情報に基づいて、
法定相続人が誰なのかを法務局が証明する制度です。

複数の機関で相続手続きを行う場合、**戸籍の束を何度も提出する手間がなくなり、同時並行で手続きを進めることができます。**



戸籍の束を1枚の証明書に！

複数の相続手続きを
同時に進められるから
スピーディ！



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

手順の流れ

Step1

必要書類を
集める

Step2

一覧図を作る

Step3

法務局に
申出

申出手続は
資格者代理人（**司法書士等**）に依頼する
ことができます。

主な利用可能機関

 法務局 - 不動産の相続登記 - 遺言書情報証明書の交付請求	 金融機関 (銀行等) 預貯金の相続手続	 税務署 相続税の申告手続
 保険会社 - 死亡保険金の請求 - 保険名義人の変更手続	 運輸局 自動車登録名義の相続による移転登録	 年金事務所 遺族年金、未支給年金の請求手続

※相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は、提出先に事前にご照会ください。

旭川地方法務局 お問合せ先
登記部門 : 0166-38-1161
名寄支局 : 01654-2-2349

紋別支局 : 0158-23-2521
留萌支局 : 0164-42-0492
稚内支局 : 0162-33-1122

詳細はこちら



不動産を相続したら かならず相続登記！



令和6年4月1日から義務化されました



相続したことを知った日から**3年以内**に登記！

正当な理由なく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。



義務化前の相続も対象！

義務化前に相続したことを知った不動産は令和9年3月31日までに登記する必要があります。

遺産分割協議がまとまらなくて期限内（3年以内）に相続登記の申請が難しい場合は？



① まずは**相続人申告登記**！

② その後、遺産分割協議がまとまったら**遺産分割の日から3年以内に相続登記**！



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

相続した不動産が、複数の登記所の管轄に存在するときには、**法定相続情報証明制度**を利用すると便利です。

お問合せ先

手続を専門家に依頼したい

旭川司法書士会

登記の専門家は司法書士です。
お近くの司法書士を
探したい方はこちら



手続を自分で行いたい

旭川地方法務局

0166-38-1161

受付：平日9:00～17:00

登記手続案内についてはこちら

